

給付金の申請はお済みですか

☎ 福祉課 社会福祉係 ☎ 282-1342

給付金の受給対象者には、10月4日付でピンクの申請書を送付しています。
申請が済んでいない人は、下記の方法により申請してください。

 平成28年度 臨時福祉給付金 支給対象者 ●平成28年度分の住民税均等割が課税されない人 ※ただし、他市町村で住民税均等割が課税されている人の扶養親族になっている人や、生活保護の受給者などは除きます。 ※「高齢者向け給付金」（3万円）の支給対象者も受給できます。 支給額 1人につき 3,000円	 障害・遺族年金受給者 向け給付金 支給対象者 ●平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または、遺族基礎年金を受給している人 ※「高齢者向け給付金」（3万円）を受給した人は除きます 支給額 1人につき 30,000円
申請期限 平成29年1月10日 ※支給はどちらの給付金も1回です。 ※両方の支給対象者に該当する人は、2つの給付金を受給できます。	

本年度は、熊本地震の影響により、平成28年1月1日に御船町に住民登録がある人は、住民税均等割が免除となることから、今回は多くの町民が受給対象となっております。

■申請方法

申請書（請求書）に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともにご提出ください。

■添付書類 ※添付がない場合は、不備として返送します。

- ・世帯構成員全員の運転免許証や保険証などの本人確認書類
 - ・申請、受給者の通帳のコピー
- （昨年度に臨時福祉給付金を受給された人は、本人確認書類および通帳の写しの添付を省略することができます。）

■注意点

- ・住民税の申告がお済みでない人は申告の必要があります。

熊本地震による所得税住民税の軽減について

☎ 熊本東税務署 個人課税第1部門 ☎ 369-5566

所得税雑損控除の損失計算はお早めに！

雑損控除を申告する場合、雑損控除計算書が必要です！

この度の震災により住宅や家財等の資産に損害を受けた人は、平成28年分の申告で雑損控除の申告をすることにより所得税（町・県民税）の軽減を受けられる場合があります。
※他の控除により非課税となる人（毎年非課税になる人）、保険金等を補てんするとプラスになる人は雑損控除の申告は必要ありません。

計算書の作成には40分ほどかかり、通常の申告受付と同時にすることは難しくなります。事前に計算書の作成をお願いします。

雑損控除を受けるためには、「住宅、家財等の損失額」の算出が必要になります。
雑損控除が対象の人で、雑損控除を適用する場合は申告期間までに熊本東税務署で開催されている（～12月22日 平日のみ）「雑損控除計算書作成会」に必ず出席ください。

※毎年所得税を納税している人、または還付を受けている人≪確定申告の人≫で雑損控除を申告する人は、原則、熊本東税務署での申告をお願いします。
御船町で住民税申告を受ける人も税務署で作成した「雑損控除計算書」を必ずお持ちください。

雑損控除計算に必要な書類

- ◆被害を受けた家屋の所有者、取得時期、面積がわかるもの
 - ・売買（工事請負）契約書、固定資産課税明細書、登記簿謄本（登記事項証明書）など
- ◆被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用がわかるもの
 - ・領収書、見積書、請求書など
- ◆被害を受けたことにより保険会社などから受領した保険金などの金額がわかるもの
 - ・支払通知書、通帳の写しなど
- ◆り災証明書
 - ・写しで可
- ◆平成27年分の所得金額や所得控除額のわかるもの
 - ・申告書の控え、収支内訳書、源泉徴収票など
- ◆生計を一にする親族に所得金額が38万円を超える人がいる場合にはその人の平成27年分の所得金額がわかる書類
 - ・申告書の控え、収支内訳書、源泉徴収票など